

新型コロナウイルス感染症に関する 商品改定のご案内

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび感染拡大により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、共栄火災では以下のとおり商品改定を実施いたします。

1. 改定内容

感染症法^(※)の「一類感染症から三類感染症」による休業損失等を補償する特約につきまして、**新型コロナウイルス感染症も補償の対象とする**商品改定を実施します。

(※)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」をいいます。

新型コロナウイルス感染症は、2020年5月末現在、感染症法上の「指定感染症」であるため、これまで補償対象外となっていましたが、新型コロナウイルス感染症も補償対象とする商品改定を実施します。

この改定により、**保険の対象である施設等が、新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染された場合やその疑いがある場合で、保健所その他の行政機関による施設の消毒、立入り制限その他の処置により、営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用についても保険金をお支払いします。**

2. 対象商品

本改定は、新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された2020年2月1日に遡って適用します。以下の契約が対象となります。

- 2020年2月1日が保険期間に含まれる、下表の特約が付帯されているご契約
- 2020年2月1日以降に保険始期が開始する、下表の特約が付帯されているご契約

商品	特約等
企業財産保険	食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産保険用）
企業費用・利益総合保険	食中毒・特定感染症利益補償特約
雇用安心保険	雇用安心保険特約
生産物賠償責任保険	食中毒・特定感染症利益補償特約
店舗賠償責任保険	食中毒・特定感染症利益補償特約
旅館賠償責任保険	食中毒・特定感染症利益補償特約
企業総合賠償責任保険（商売の達人）	食中毒・特定感染症利益補償特約
食品事業者総合保険（農業応援隊）	休業補償特約

(注) 保険始期日前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできません。

3. ご留意いただきたい事項

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止等を目的として、被保険者が自主的に営業を休止した場合や都道府県知事その他の行政機関からの要請、指示等に基づき、営業を休止したために生じた損失に対しては、保険金をお支払いできません。
- このご案内に記載の内容は保険始期（危険開始日）が2020年7月31日以前のご契約が対象となります。保険始期（危険開始日）が2020年8月1日以降のご契約の場合は、このご案内に記載の取扱いと異なります。

4. 保険料

本改定に伴う追加の保険料はございません。

5. 請求方法

事故が起こった場合は、ただちに共栄火災または取扱代理店までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症が原因となり、保健所等により施設の消毒や立入制限等が実施されたことはございませんか？

2020年2月1日以降に、保険の対象である施設等が新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染されたもしくはその疑いがある場合、保健所その他の行政機関による施設の消毒、立入り制限その他の処置を受けたときは保険金のお支払対象となる可能性がございますので、共栄火災または取扱代理店までご連絡ください。

- このご案内は対象のご契約の商品改定をご説明したものです。商品の詳細は、各商品のパンフレットをご覧ください。
- ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先

PB017600 (2006新)
B20-0438-20210611